

九州大学における東北メディカル・メガバンク遠隔セキュリティルーム利用規程

令和元年度九大規程第168号

制定：令和 2年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学生体防御医学研究所（以下「研究所」という。）と東北大学東北メディカル・メガバンク機構（以下「機構」という。）による遠隔セキュリティエリアの利用についての覚書（以下「覚書」という。）に基づき設置した、九州大学（以下「本学」という。）における東北メディカル・メガバンク遠隔セキュリティルーム（以下「セキュリティルーム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 セキュリティルームは、機構のスーパーコンピュータに格納されている研究試料及び研究情報からなる複合バイオバンクへリモートアクセスすることにより、ゲノム医療・個別医療等を推進していくことを目的とする。

(設置場所等)

第3条 セキュリティルームは、研究所4号館1階に設置し、共用のシンクライアント端末（以下「端末」という。）を2台配置する。

(管理責任者)

第4条 セキュリティルームに管理責任者を置き、覚書によりエリア管理責任者として指定された研究所の教員をもって充てる。

(研究試料・研究情報分譲申請等)

第5条 機構より研究試料及び研究情報の分譲を希望する者は、あらかじめ機構が定める試料・情報分譲申請等の手続きに基づき、直接機構に申請の上、その許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た場合は、本学と機構との間で当該試料又は情報にかかる分譲契約等を締結するものとする。

(利用申請)

第6条 セキュリティルームの利用にあたっては、前条第2項に規定する利用契約等の締結後、管理責任者に利用の申請をし、その許可を得なければならない。

(利用条件)

第7条 前条の許可を得た者（以下「利用者」という。）は、セキュリティルームの利用に先立ち、九州大学情報セキュリティ教育（eラーニング）を受講するとともに、機構から提供されるスーパーコンピュータ利用講習会のビデオを閲覧しなければならない。

2 利用者は、セキュリティルームの利用に先立ち、セキュリティルームの入退室及び端末へのログインに関して、静脈認証による生体認証登録を行わなければならない。

(利用予約及び利用時間)

第8条 セキュリティルームの利用は、利用予定日の5日前（国立大学法人九州大学就業通

則(平成16年九大就規第1号)第31条第5項に定める休日の日数を除く。以下同じ。)までに、利用予約の申込みをしなければならない。

2 利用時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。

(利用料等)

第9条 利用料は、利用者1名あたり月額2,000円とし、所定の期日までに経費の振替又は本学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) セキュリティルーム内では、携帯電話、デジタルカメラ、ノートパソコン、タブレット端末等は使用しないこと。
- (2) セキュリティルームの外にデータを持ち出す場合は、データ容量に応じて機構が指定する指紋認証付きUSBメモリ(以下「USBメモリ」という。)又はキーロック付きハードディスクドライブ(以下「ハードディスク」という。)を使用することとし、機構が定める手続きにより事前に許可を得ること。
- (3) 前号のUSBメモリ又はハードディスクは、原則として機構から借り受けるものとし、使用後は機構の指示に従い返却すること。なお、これらを購入する場合は、機構の指示に従い、必要な手続きを行うこと。
- (4) 利用を許可されている者以外を入室させないこと。
- (5) 許可された目的以外に端末を使用しないこと。
- (6) 前各号のほか、利用申請書に記載されている遵守事項及び関連する法令等を遵守すること。

(利用の取消)

第11条 管理責任者は、利用者が前条に違反したとき、又は他の利用者の利用を妨害したときは、利用許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第12条 利用者がその責に帰すべき事由により、セキュリティルームの運営に重大な支障を生じさせたとき、又は設備、備品等を滅失、破損又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用報告書)

第13条 利用者は、機構のスーパーコンピュータの利用実績等を年度ごとに利用報告書としてまとめ、直接機構に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、セキュリティルームの利用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。